

アパート・駐車場等の事業を営んでいる方へ

【償却資産（固定資産税）申告のお願い】

1. 償却資産の申告について

固定資産税は土地及び家屋の他に、アパートや駐車場などの不動産賃貸業を営んでいる方で、確定申告において減価償却費として必要経費に算入されている事業用資産を所有する場合は償却資産として課税の対象となります。償却資産の所有者は地方税法第383条の規定により、その申告が義務付けられています。

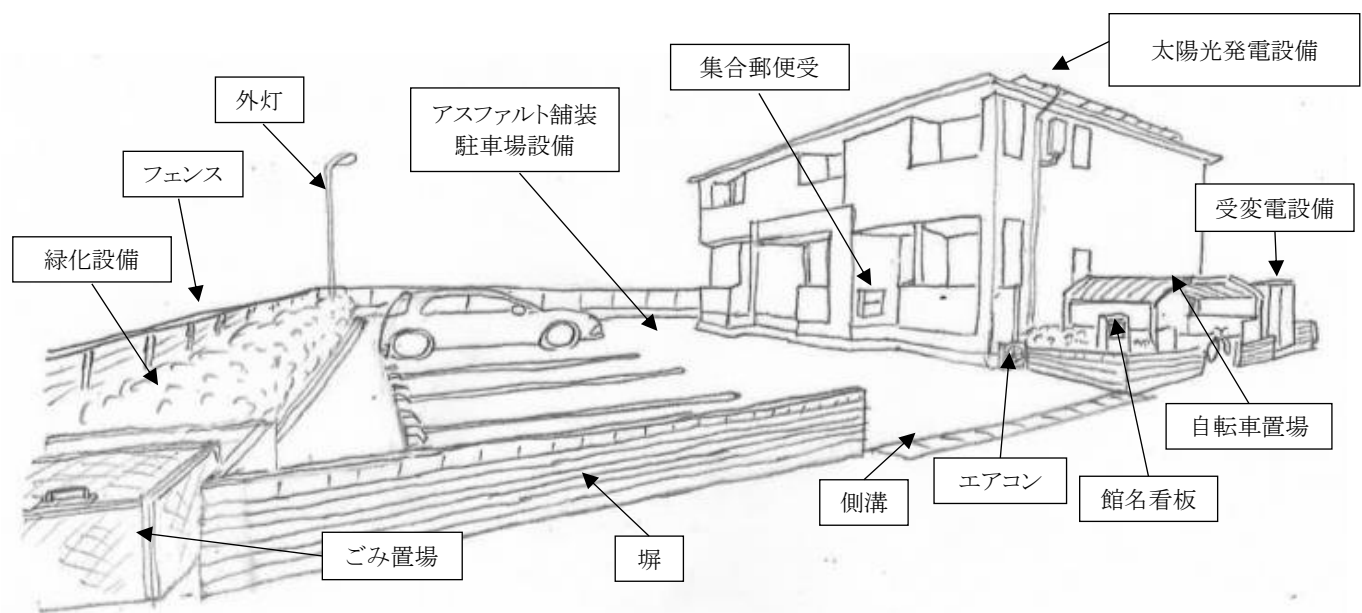
耐用年数が経過し減価償却済みとなった資産であっても、事業のために所有されている限り毎年申告が必要になります。資産の異動（増減）がない場合も同様に毎年申告が必要です。

2. 家屋と償却資産の区分について

建物本体や電気設備、衛生設備、空調設備等の付帯設備の中で、家屋と構造上一体となっているものについては家屋に該当するため、償却資産の対象となりません。

3. 該当する主な資産

資産の種類	具体例
1 構 築 物	外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、外灯、緑化設備（花壇等）、フェンス、自転車置場、ごみ置場など）、屋上看板等の広告設備 など
2 機械および装置	太陽光発電設備（建材型でないもの）、受変電設備、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管 など
6 工具、器具および備品	ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス、サイクルラック など



4. 申告の方法等

申告の方法等については、町ホームページ「償却資産について」をご覧ください。町税務課にお問い合わせください。

申告書の提出先・お問い合わせ先

伊奈町税務課固定資産税係
〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央4丁目355番地
TEL 048(721)2111
FAX 048(721)2137